

平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度
青森県後期高齢者医療
保険料率設定に係る基本的な考え方

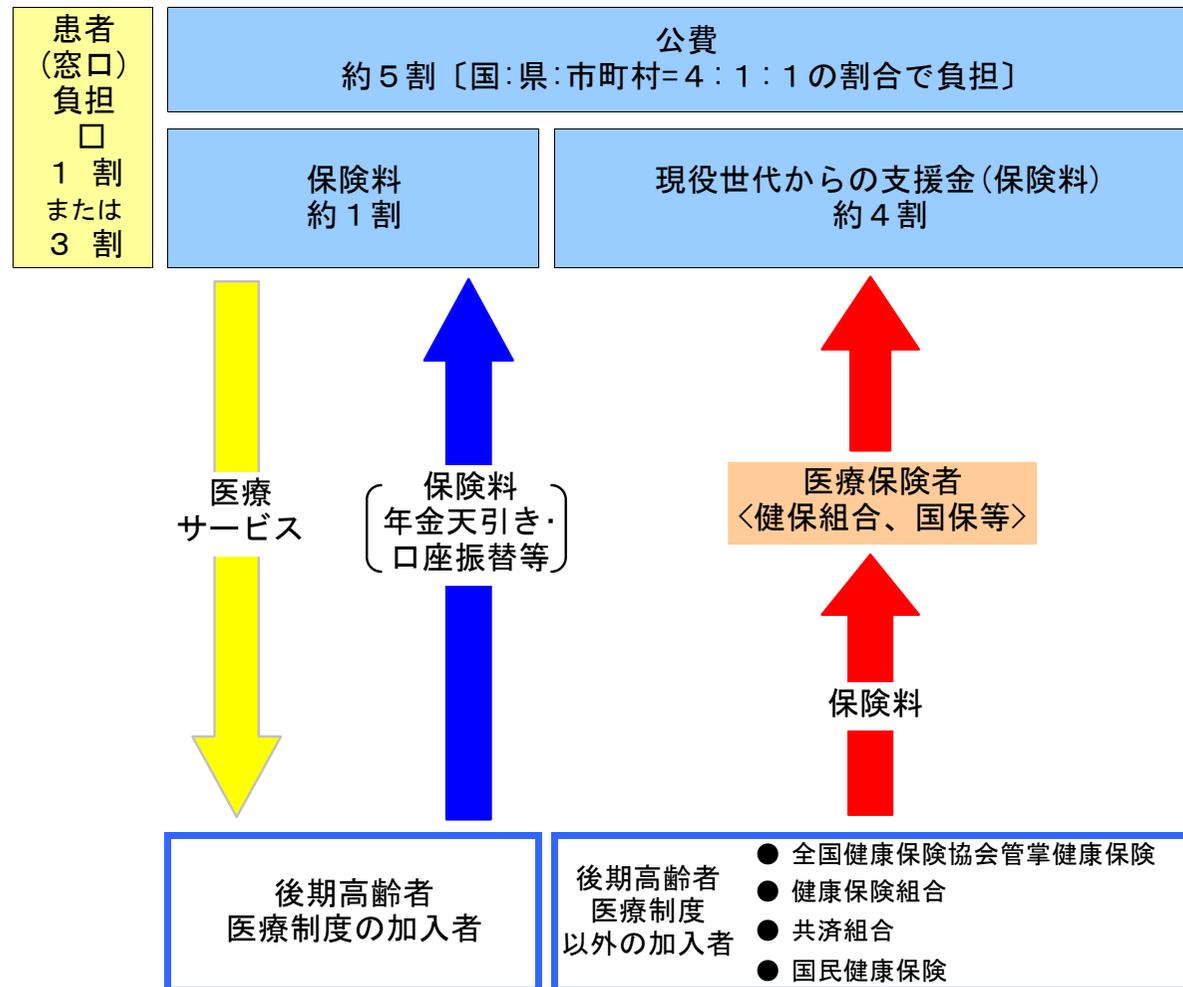
1. 後期高齢者医療制度のこれまでの歩み

少子高齢化や医療技術の高度化等に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変化する中であって、今後ますます増大する高齢者の医療費を支える現役世代と高齢者世代の負担を明確にするとともに、公平で分かりやすく将来にわたり安心して医療を受け続けられる医療保険制度とするために、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されました。

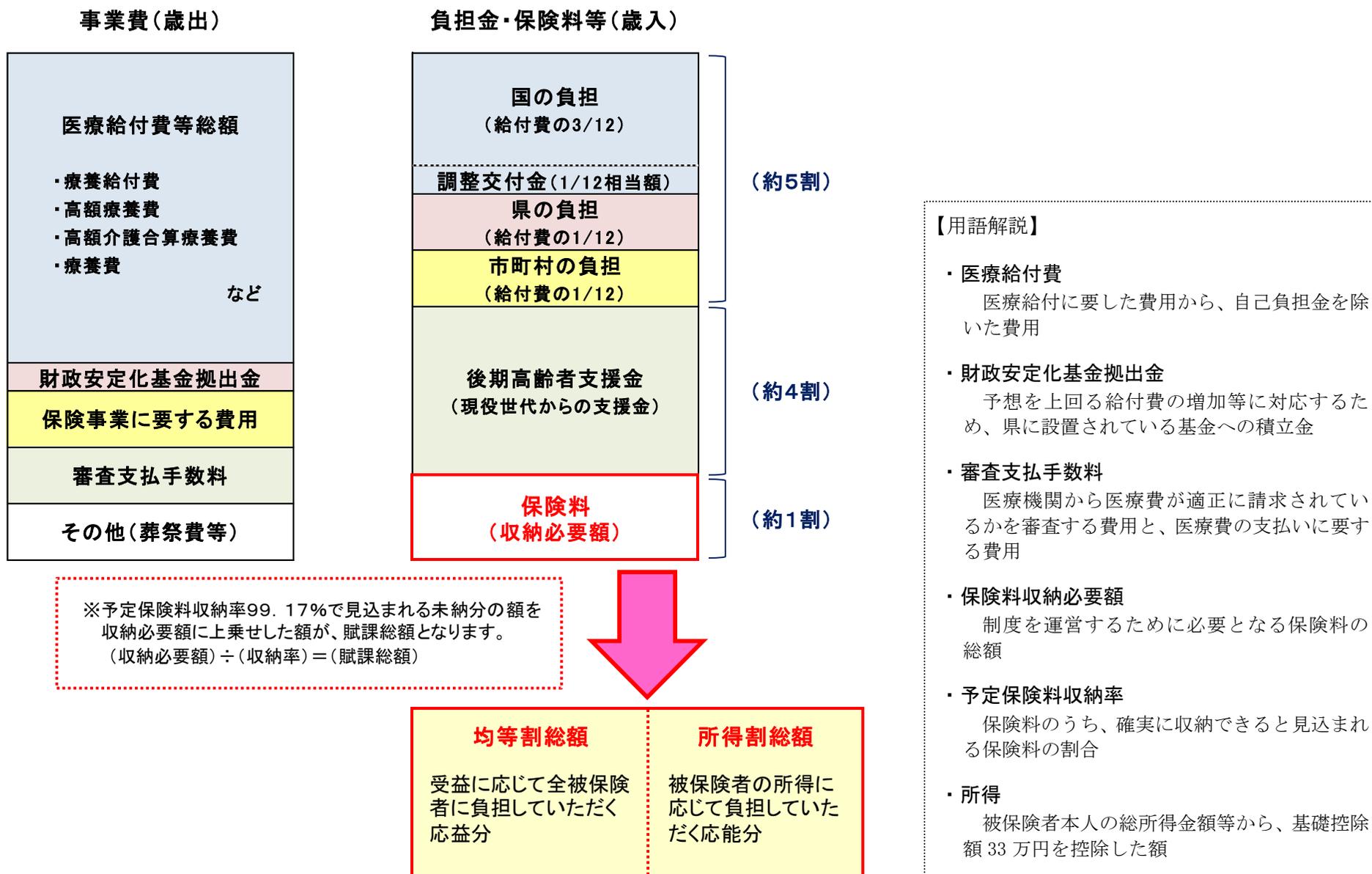
この後期高齢者医療制度では、高齢者の医療費を「公費（税金）で約5割、若い世代からの支援金（保険料）で約4割、高齢者の保険料約1割」で負担するという分担のルールが明確にされました。

その後、今日に至るまで、制度に対する国民の方々の御意見等を踏まえ、様々な改善が図られてきております。

【図表 1】 後期高齢者医療制度の運営のしくみ



【図表 2】 後期高齢者医療制度の財政及び保険料の概要



2. 保険料率の改定に当たって

保険料率については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、療養の給付等に要する費用の額、保健事業に要する費用の額及び国庫負担並びに後期高齢者支援金等を踏まえて、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように算定し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされています。

このことを受けて、青森県後期高齢者医療広域連合においては、平成26年度及び平成27年度の保険料率を平成25年度中に設定することとなります。保険料率の設定に当たっては、国の方針等を踏まえ、以下の点に留意して算定を行うこととなります。

(1) 後期高齢者医療保険料の上昇について

平成26年度及び平成27年度の保険料額については、抑制策を講じない場合には、次の要因により、平成24年度及び平成25年度の保険料額に比べ、増加することが見込まれています。

<保険料が増加する主な要因>

①一人当たり医療費の伸び

②後期高齢者負担率(※)の上昇

(※) 医療給付費等の費用に対し被保険者が負担する保険料が占める割合

(若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者世代の負担の均衡を図るため、負担割合が2年ごとに見直されます。)

【図表 3】 保険料率改定に係る各種伸び率

(小数点第 2 位四捨五入)

	国が参考値として示した 全国単位の伸び率 (A)			当広域連合における伸び率 (B)		
	25 年度 (対前年度)	26 年度 (対前年度)	27 年度 (対前年度)	25 年度 (対前年度)	26 年度 (対前年度)	27 年度 (対前年度)
被 保 険 者 数	2.7%	2.6%	2.9%	1.9%	1.4%	2.0%
被保険者一人当たり医療費	1.5%	1.5%	1.5%	(精査中)	2.2%	1.0%
医 療 給 付 費	4.2%	4.1%	4.3%	—	3.8%	3.2%

【注】・医療費 : 実際の診療に係る全額 (10 割)。

・医療給付費 : 被保険者 (患者) が医療機関等の窓口で支払う自己負担額 (1 割または 3 割) を除いた、保険者 (当広域連合) が負担する額 (9 割または 7 割)。

【図表 4】被保険者数

	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (見込)	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度 (見込)
平均人数 (人)	1 9 1, 1 2 7	1 9 4, 7 9 8	1 9 7, 4 4 0	2 0 1, 4 0 7
伸び率 (対前年度)	2.7%	1.9%	1.4%	2.0%

【注】被保険者数については、住民基本台帳情報等に基づき、資格喪失者等を見込んで推計。

【図表 5】被保険者一人当たり医療費

	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (見込)	平成 26 年度 (見込)	平成 27 年度 (見込)
金額 (円)	8 0 3, 2 8 9	(精査中)	(試算中)	(試算中)
伸び率 (対前年度)	▲ 0.5%	—	2.2%	1.0%

【図表 6】後期高齢者負担率

	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度
後期高齢者負担率	1 0.2 6%	1 0.5 1%	1 0.7 3%
現役世代からの支援金の負担率	3 9.7 4%	3 9.4 9%	3 9.2 7%

(2) 後期高齢者医療保険料の上昇抑制について

平成26年度及び平成27年度の保険料の増加が見込まれることから、国においては、保険料の増加を適正な水準とするための対応として、平成24年度・25年度において生じると見込まれる剰余金を新保険料率の設定に係る収入として活用するなどして、平成26年度及び平成27年度の保険料率の設定を行うよう方針を示しています。

(3) 後期高齢者医療保険料の軽減の特例措置について

平成26年度の保険料の軽減の特例措置については、平成25年度と同様に、以下のとおり継続する予定です。

区分	軽減に該当するための条件	軽減割合
低所得者 に対する 軽減措置	均等割額が7割軽減される世帯(※)のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員の年金収入の年額が80万円以下で、その他の所得がない被保険者	均等割額 9割軽減
	均等割額が7割軽減される世帯(※)の被保険者 ただし、均等割額が9割軽減措置の対象となる被保険者を除く	均等割額 8.5割軽減
	総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額が58万円以下の被保険者	所得割額 5割軽減
被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減措置		均等割額 9割軽減 (所得割額なし)

(※) 被保険者とその世帯の世帯主の所得の合計所得が33万円以下の世帯。
なお、所得とは総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額。

3. 当広域連合における保険料率の算定について

当広域連合においては、国が示した平成26年度及び平成27年度の保険料率の算定に使用する数値及び直近の診療実績を踏まえた医療給付費等の伸び率等を参考に、これまでの医療給付費の実績、今後の医療給付費の伸び及び被保険者数の推計等を踏まえて保険料率の算定を行っていますが、保険料額については、抑制策を講じない場合、全国ベースと同様に増加が見込まれます。

そこで、以下の内容を踏まえた保険料率の設定を考えています。

(1) 保険料の上昇抑制

当広域連合においては、保険料の上昇抑制に係る国の方針を踏まえ、平成24年度・25年度の財政収支に係る剰余金の活用等により、現在の保険料率から大幅に上昇しないよう、平成26年度及び平成27年度の保険料率の算定を行っているところです。

なお、平成26年度及び平成27年度の保険料率については、平成26年2月開催予定の広域連合議会において正式に決定することとなります。

(2) 保険料の収納対策

保険料の収納の確保は、被保険者間の負担の公平性はもとより、制度の安定的な運営を図るためには極めて重要であることから、保険料収納対策実施計画を策定し、収納対策に取り組んでいます。

保険料率の算定において当広域連合では、平成24年度保険料収納率「99.17%」の実績値を用いています。

(3) 保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、県内全市町村に委託して健康診査事業を実施しています。

また、より効果的・効率的な健康診査を推進するため、健康診査推進計画を策定していますが、平成26年度及び平成27年度の健康診査に係る県全体の目標受診率を25%として、受診者数の増加を図ることとしています。

(参考：平成24年度における健康診査受診率実績 19.21%)

(4) 葬祭費

これまでと同様、被保険者が死亡したときは、葬祭執行者に対し、葬祭費として5万円を支給する予定です。

(5) 保険料の賦課限度額

保険料の上限額については、国において、中低所得者の負担を軽減する観点から、現行の55万円から57万円に引き上げることを検討していることから、当広域連合でも、保険料の上限額の変更を検討中です。

(6) 保険料の不均一賦課

県内市町村の状況を勘案し、離島等における保険料率の特例及び医療費の地域格差による保険料率の特例による不均一保険料の設定は行わない予定です。

後期高齢者医療制度の平成24・25年度の保険料率等

【平成24年3月30日付 厚生労働省 記者発表資料】

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり平均保険料額（月額）				年金収入別の保険料額の例（月額）	
	22-23年度		24-25年度		21年度	22-23年度	24-25年度（見込）		基礎年金受給者 （年金収入79万円）	平均的な厚生年金受給者 （年金収入201万円）
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	対22-23年度 増減 （円 / ％）	保険料額 （円）	保険料額 （円）
全国	41,700	7.88	43,550	8.55	5,236	5,249	5,561	312 / 5.9	363	4,614
北海道	44,192	10.28	47,709	10.61	5,255	5,415	5,549	134 / 2.5	392	5,300
青森県	40,514	7.41	40,514	7.41	3,374	3,322	3,352	31 / 0.9	333	4,175
岩手県	35,800	6.62	35,800	6.62	3,227	3,147	3,113	-34 / -1.1	292	3,708
宮城県	40,020	7.32	40,920	8.3	4,420	4,435	4,646	211 / 4.8	333	4,383
秋田県	38,925	7.18	39,710	8.07	3,135	3,101	3,259	158 / 5.1	325	4,258
山形県	38,400	7.12	39,500	7.52	3,283	3,327	3,464	137 / 4.1	325	4,133
福島県	40,000	7.6	40,000	7.76	3,801	3,746	3,776	29 / 0.8	333	4,217
茨城県	37,462	7.6	39,500	8	4,207	4,173	4,277	104 / 2.5	325	4,233
栃木県	37,800	7.18	42,000	8.54	4,143	4,081	4,471	390 / 9.6	350	4,500
群馬県	39,600	7.36	42,700	8.48	4,389	4,289	4,692	403 / 9.4	350	4,542
埼玉県	40,300	7.75	41,860	8.25	6,268	5,977	6,255	278 / 4.6	348	4,440
千葉県	37,400	7.29	37,400	7.29	5,438	5,488	5,428	-60 / -1.1	308	3,950
東京都	37,800	7.18	40,100	8.19	7,116	7,216	7,872	656 / 9.1	333	4,308
神奈川県	39,260	7.42	41,099	8.01	7,274	7,080	7,547	467 / 6.6	342	4,342
新潟県	35,300	7.15	35,300	7.15	3,656	3,594	3,545	-49 / -1.4	292	3,783
富山県	40,800	7.5	43,800	8.6	4,656	4,528	4,947	419 / 9.3	358	4,633
石川県	45,240	8.26	47,520	9.33	5,026	4,897	5,201	304 / 6.2	396	5,034
福井県	43,700	7.9	43,700	7.9	4,613	4,509	4,489	-20 / -0.4	358	4,492
山梨県	38,710	7.28	39,670	7.86	3,921	3,833	4,050	217 / 5.6	330	4,217
長野県	36,225	6.89	38,239	7.29	3,888	3,957	4,160	203 / 5.1	317	4,000
岐阜県	39,310	7.39	40,670	7.83	4,613	4,520	4,702	182 / 4	333	4,275
静岡県	36,400	7.11	37,900	7.39	4,998	4,964	5,151	187 / 3.8	308	4,000
愛知県	41,844	7.85	43,510	8.55	6,256	6,315	6,684	369 / 5.9	358	4,608
三重県	36,800	6.83	39,120	7.55	4,181	4,100	4,470	370 / 9	326	4,118
滋賀県	38,645	7.18	41,704	8.12	4,599	4,671	5,135	464 / 9.9	348	4,404
京都府	44,410	8.68	46,390	9.12	5,953	5,953	6,253	300 / 5	387	4,916
大阪府	49,036	9.34	51,828	10.17	6,490	6,640	7,098	458 / 6.9	432	5,489
兵庫県	43,924	8.23	46,003	9.14	5,925	5,893	6,252	359 / 6.1	383	4,895
奈良県	40,800	7.7	44,200	8.1	5,268	5,351	5,830	479 / 9	367	4,567
和歌山県	42,649	7.91	43,271	8.28	4,244	4,146	4,261	115 / 2.8	358	4,533
鳥取県	40,773	7.71	40,773	7.71	4,065	3,976	4,003	27 / 0.7	333	4,258
島根県	39,670	7.35	41,520	8.41	3,643	3,630	3,900	270 / 7.4	346	4,450
岡山県	44,000	8.55	45,000	8.97	4,794	4,926	5,028	102 / 2.1	375	4,792
広島県	41,791	7.53	43,735	8.35	5,092	5,213	5,603	390 / 7.5	364	4,586
山口県	46,241	8.73	47,474	9.45	5,469	5,341	5,542	201 / 3.8	396	5,055
徳島県	43,990	8.03	48,900	9.51	3,797	3,969	4,485	516 / 13	400	5,158
香川県	47,200	8.81	47,200	8.81	5,390	5,226	5,286	60 / 1.1	392	4,908
愛媛県	41,227	7.84	44,194	8.72	4,215	4,101	4,487	386 / 9.4	368	4,690
高知県	48,931	8.94	51,793	10.35	4,421	4,409	4,845	436 / 9.9	432	5,523
福岡県	52,213	9.87	55,045	10.88	6,071	6,194	6,606	412 / 6.7	458	5,845
佐賀県	47,400	8.8	49,500	9.6	4,547	4,466	4,706	240 / 5.4	408	5,217
長崎県	42,400	7.8	44,600	8.23	4,164	4,123	4,322	199 / 4.8	367	4,617
熊本県	47,000	9.03	47,900	9.26	4,248	4,299	4,439	140 / 3.2	392	5,042
大分県	47,100	8.78	48,500	9.52	4,448	4,385	4,634	249 / 5.7	400	5,133
宮崎県	42,500	7.55	45,500	8.48	3,710	3,558	3,940	382 / 10.7	375	4,725
鹿児島県	45,900	8.63	48,500	9.05	3,731	3,684	3,853	169 / 4.6	400	5,042
沖縄県	48,440	8.8	48,440	8.8	4,470	4,591	4,685	94 / 2.1	404	4,989

- 均一保険料率（被保険者均等割額及び所得割率）は、平成24年度・平成25年度とも同じであるが、被保険者一人当たり平均保険料額は、被保険者の所得水準の変更等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり平均保険料額が増減する場合がある。
- 平成24・25年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
- 平成21年度及び平成22-23年度の被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出。

資料 2

青森県後期高齢者医療保険料率設定に係るスケジュール（予定）

1月	上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">保険料率設定に係る基本的な考え方の最終とりまとめ</div>
	中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">20日 運営懇談会</div>
	下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">意見の集約・整理</div>
2月	上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">政策推進会議</div>
	中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県との法定協議</div>
	下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村担当課長会議</div>
3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">議会告示 後期高齢者医療に関する条例の一部改正案提出</div>
4月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">広域連合議会定例会 審議・議決</div>
5月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">2月下旬～4月上旬</div>
6月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新聞広告・ホームページ・市町村広報紙等において 新保険料率等について周知</div>